

高齢者住居（「住宅型有料老人ホーム」等）入居者に対する訪問介護サービスについて

福岡県保健医療介護部介護保険課

本県では、平成19年度、20年度連続して、住宅型有料老人ホーム入居者に対する訪問介護において、不正請求等による事業所指定取消処分を行いました。

高齢者住居（「住宅型有料老人ホーム」等）入居者に対するサービスを行う各事業者においては、適正な事業の実施のために、下記事項に留意してください。

◎訪問介護サービスでないものを訪問介護に振り替えて請求することは、不正請求です。

- 有料老人ホームの基本的なサービス（安否確認、健康チェック、簡単なお世話等）を、訪問介護サービス（身体介護・生活援助）に振り替えて、介護報酬の請求を行うことは不正請求です。

◎事実と異なる記録作成、提出は、行政処分の対象です。

- 事実と異なる記録作成は、記録整備義務に反し、基準違反であり、処分等の対象です。
- 県、保険者の運営指導、監査等で、事実と異なる記録等を提出する行為は、虚偽報告であり、処分の対象です。

◎無資格者の行ったサービスは、訪問介護サービスではありません。
(介護報酬の対象ではありません。)

- 有資格者（介護福祉士、看護師、准看護師、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護職員基礎研修終了者、ヘルパー1～2級）以外の者が提供したサービスは訪問介護サービスではなく、介護報酬の対象ではありません。

◎生活援助は20分以上のサービスです。

◎訪問介護サービスは、1対1のサービスです。

→複数の入居者に、同時に又は短時間でさみだれ式に行われるサービスは、訪問介護サービスではありません（介護報酬の対象ではありません。）。

- 生活援助中心型を算定する場合の所要時間は、原則として20分以上です。
- 緊急時訪問介護加算が算定できない場合における昼間の20分未満の身体介護を算定する場合は、都道府県知事等に対する届出が必要です。
- 1人の訪問介護員が同時に複数の利用者に対して行うサービスは、訪問介護サービスではなく、介護報酬の対象ではありません。

◎訪問介護の人員基準（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員）を遵守しなければなりません。

◎従業員の勤務体制を明確に定めなければなりません。

→有料老人ホームとの職員の兼務で、人員基準や勤務体制が損なわれていないか確認してください。

2 指定訪問入浴介護事業及び指定介護予防訪問入浴介護事業に関する事項

(1) 訪問入浴介護の内容について

○ 「訪問入浴介護」 【介護保険法第8条第3項】

居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

○ 「介護予防訪問入浴介護」 【介護保険法第8条の2第2項】

要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

※ 厚生労働省令で定める場合 → 【介護保険法施行規則第22条の4】

　　疾病その他のやむを得ない理由により入浴の介護が必要なとき

※ 厚生労働省令で定める期間 → 【介護保険法施行規則第22条の2】

　　居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）、介護保険法施行規則第83条の9第1号ハの計画、同号ニの計画又は同規則第85条の2第1号ハの計画において定めた期間

変更届出事項【介護保険法施行規則第131条第1項第2号】

厚生労働省令で定める下記の事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事等に届け出ること。（法第75条）

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- エ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
- オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- カ 運営規程
- キ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）
第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- ク 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
- ケ 役員の氏名、生年月日及び住所

(2) 人員に関する基準

	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
① 管理者	<p>ア 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>イ 以下の場合で当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>① 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内（同一敷地内、隣接等）にある他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※ 例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p>	<p>ア 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>イ 同 左</p>
② 従業者	<p>従業者のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>※ 当該指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、指定訪問入浴介護における従業者の員数の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>従業者のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>※ 当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第45条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護における従業者の員数の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
看護職員 (看護師、准看護師)	1 以上	1 以上
介護職員	2 以上	1 以上

(3) 運営に関する基準

ア 内容及び手続の説明及び同意

- ① 指定訪問入浴介護事業者（以下「事業者」という。）は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第53条に規定する運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書等を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- ② 「サービス選択に資すると認められる重要な事項」とは、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等である。

【平11厚令37 第54条において準用する第8条第1項】

イ 勤務体制の確保等

- ① 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ② 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。
- ③ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。（※令和6年3月31日まで経過措置あり）
- ④ 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【平11厚令37 第53条の2】

ウ 業務継続計画の策定等

訪問介護と同様であるので、本資料P. 13ページを参照すること。

エ 衛生管理等

訪問介護と同様であるので、本資料P. 13ページを参照すること。

オ 虐待の防止

訪問介護と同様であるので、本資料P. 15ページを参照すること。

カ 会計の区分

訪問介護と同様であるので、本資料P. 15ページを参照すること。

キ 記録の整備

- ① 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ② 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、各指定権者が定める基準に沿って、その完結の日から5年間又は2年間保存しなければなければならない。
(詳細は、各指定権者が制定している条例を参照のこと。)
 - (1) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (2) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (3) 苦情の内容等の記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

ク 具体的取扱方針（一部抜粋）

第4号 サービスの提供体制

	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
1回の訪問時の体制	<p>看護職員1人及び介護職員2人 (うち、1人をサービスの提供の責任者とする。)</p> <p>※ 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。</p> <p>【平11厚令37 第50条第4号】</p>	<p>看護職員1人及び介護職員1人 (うち、1人をサービスの提供の責任者とする。)</p> <p>※ 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てができる。</p> <p>【平18厚労令35 第57条第4号】</p>

第5号 サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品

指定（介護予防）訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

【平11厚令37 第50条第5号】

【平18厚労令35 第57条第5号】

上記に定める「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について留意すること。

- ア 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。
- イ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。
- ウ 消毒方法についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させること。

（平11老企第25号 第三の二の3の（2）の④）

（平11老企第25号 第四の三の1（1）の⑥）

(4) 訪問入浴介護費

(基本部分)

訪問入浴介護費	サービス提供体制強化加算
1回につき 1,260 単位	(I) 1回につき + 44 単位 (II) 1回につき + 36 単位 (III) 1回につき + 12 単位

(加算部分)

介護職員 3人が 行った場合	全身入浴が困難で 清拭又は部分浴を 実施した場合	特別地域訪問 入浴介護加算	中山間地域等 小規模事業所加算	中山間地域等 居住者への サービス提供加算
× 95 / 100	× 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100

注1 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定する。

※ 訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができるものであること。例えば、訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えないこと。

2 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

※ 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に係る減算

※ 介護予防訪問入浴介護も同様

指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。（県知事等に対して届出は不要）

※ 指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い

(老企第36号 第二の3の(4)において準用する第二の2の(14))

① 同一敷地内建物等の定義

注4における「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

② 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

イ 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

③ 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合

・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

<集合住宅減算の取扱いについての注意点> (介護保険最新情報 vol. 454 抜粋)

集合住宅減算において、減算を適用すべき範囲、減算を適用すべきではない範囲については、平成27年度報酬改定においても既に示されているため、十分に確認しておくこと。

問6 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているか

(答)

集合住宅減算は訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所が有る場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

上述の内容以外にも回答がなされている内容もありますので、再度のご確認をお願いします。（資料72ページに介護サービス関係 Q&A集の一部抜粋版を掲載）

5 初回加算 ・・・ 200単位／月

指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 指定訪問入浴介護事業所において、初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能である。
- ② 当該加算は、初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定すること。

6 認知症専門ケア加算

- ・認知症専門ケア加算（I） ・・・ 3単位／日
- ・認知症専門ケア加算（II） ・・・ 4単位／日

※ 算定要件は訪問介護と同様であるので、本資料P. 35ページを参照すること。

7 特別地域訪問入浴介護加算

別に厚生労働大臣が定める地域（平成24年3月13日 厚生労働省告示第120号）に所在する指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 中山間地域等における小規模事業所加算

いわゆる中山間地域等にある小規模事業所については、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くなるを得ず、経営が厳しい状況にあることを踏まえ、いわゆる中山間地域等のうち、現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について、当該地域に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等の一定のサービスについて評価を行う。

中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供する場合 ⇒ **所定単位数の10%を加算**

※ 算定要件

- ・ 「中山間地域等」とは、厚生労働大臣が定める1単位の単価のその他の地域であって、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- ・ 「小規模事業所」とは、訪問入浴介護は訪問回数が20回以下／月介護予防訪問入浴介護は訪問回数が5回以下／月の事業所をいう。

9 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

事業所が、運営規程に定めている通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合には、移動費用が相当程度必要となることを踏まえ、評価を行う。

中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ **所定単位数の5%を加算**

10 介護職員処遇改善加算

共通資料を参照

11 介護職員等特定処遇改善加算

共通資料を参照

12 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、複数の区分を併せて算定することはできない。

- (1) サービス提供体制強化加算（I） 44単位
- (2) サービス提供体制強化加算（II） 36単位
- (3) サービス提供体制強化加算（III） 12単位

厚生労働大臣が定める基準（サービス提供体制強化加算）

イ サービス提供体制強化加算（I）

- ① 全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を開催すること。
- ③ 全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- ④ 介護職員の総数のうち、「介護福祉士の占める割合が60%以上」又は「勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上」であること。

ロ サービス提供体制強化加算（II）

- ① イ①～③の基準に適合すること。
- ② 介護職員の総数のうち、「介護福祉士の占める割合が40%以上」又は「介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が60%以上」であること。

ハ サービス提供体制強化加算（III）

- ① イ①～③の基準に適合すること。
- ② 次のいずれかに適合すること。
 - (1) 介護職員の総数のうち、「介護福祉士の占める割合が30%以上」又は「介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50%以上」であること。
 - (2) 従業者の総数のうち、「勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上」であること。

13 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月1日新設）

共通サービス資料参照

※ 注7～13は支給限度額管理の対象外となる。

14 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入所者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない。

(5) 介護予防訪問入浴介護費

(基本部分)

訪問入浴介護費	サービス提供体制強化加算
1回につき 852 単位	(I) 1回につき +44 単位 (II) 1回につき +36 単位 (III) 1回につき +12 単位

(加算部分)

介護職員 2人が 行った場合	全身入浴が困難で 清拭又は部分浴を 実施した場合	特別地域訪問 入浴介護加算	中山間地域等 小規模事業所加算	中山間地域等 居住者への サービス提供加算
× 95 / 100	× 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定する。

※ 介護予防訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができるものであること。例えば、派遣する2人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えないこと。

2 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

※ 介護予防訪問入浴介護の提供に当たる2人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に係る減算

指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する利用者（指定介護予防訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。（県知事等に対して届出は不要）

（詳細は、訪問入浴介護の項目を参照）

5 初回加算 ・・・ 200 単位／月

（詳細は、訪問入浴介護の項目を参照）

6 認知症専門ケア加算

- ・認知症専門ケア加算（I） ・・・ 3 単位／日
- ・認知症専門ケア加算（II） ・・・ 4 単位／日

(詳細は、訪問入浴介護の項目を参照)

7 特別地域介護予防訪問入浴介護加算

別に厚生大臣が定める地域（平成24年3月13日 厚生労働省告示第120号）に所在する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 中山間地域等における小規模事業所加算

いわゆる中山間地域等にある小規模事業所については、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くなるを得ず、経営が厳しい状況にあることを踏まえ、いわゆる中山間地域等のうち、現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について、当該地域に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等の一定のサービスについて評価を行う。

中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の10%を加算

※ 算定要件

- 「中山間地域等」とは、厚生労働大臣が定める1単位の単価のその他の地域であって、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- 「小規模事業所」とは、介護予防訪問入浴介護は訪問回数が5回以下／月の事業所をいう。

9 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

事業所が、運営規程に定めている通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合には、移動費用が相当程度必要となることを踏まえ、評価を行う。

中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の5%を加算

10 介護職員処遇改善加算

共通資料を参照

11 介護職員等特定処遇改善加算

共通資料を参照

12 サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算 (I) 44単位
- (2) サービス提供体制強化加算 (II) 36単位
- (3) サービス提供体制強化加算 (III) 12単位

(詳細は、訪問入浴介護の項目を参照)

13 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月1日新設）

共通サービス資料参照

※ 7～13は支給限度額管理の対象外となる

14 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入所者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費は、算定しない。